	イタリア	
公的年金の体系 保険料財源 税 財 源 企業・個人年金	報酬方式(1995年までに労働を開始した者に適用。いずれにせよ,2011年までの保険料分に関してのみ)	拠出方式(1996年1月1日以降の保険料納付分について適用。ただし,1995年までに18年以上の保険料納付期間がある場合を除く)
	表征予当	★ ↑ ★ ↑
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	◎被用者 ◎自営業者の大部分 ×無職(ただし△主夫・主婦)	
保険料率	保険料率:被用者については33%, 自営業者については, 年齢, 居住地, 所得, 他の保険制度への加入状況などに応じて22.8%~33% (2022年)。	
支給開始年齢	2018年から性別や職業を問わず原則66歳。ただし、平均余命の伸びと連動させる形でさらに調整され、実際の受給年齢は、2026年までは67歳の予定。 〈例外〉 「クオータ120」、繰上年金、社会的繰上年金、過重労働・夜間労働従事者に対する繰上年金、19歳未満の早期就労開始者についての繰上措置等多数ある。また、実態としては貸付の形だが、任意的繰上年金と呼ばれる早期受給に代わる措置もある。	
基本受給額	下記「給付の構造」参照。	
給付の構造	報酬に直接連関する「報酬方式」で算出。 【受給額】現役時代の年収額の平均×保 険料納付年数 (最高40年)×支給率(原則2%)	納付した保険料額を年金受給額の算定の基礎として用いる「拠出方式」で算出。 【受給額】拠出総額×転換指数 ※拠出総額は、年収に算定率(被用者の場合33%)を乗じた額を、全就労期間について合算する。転換指数は、受給開始年齢が高いほど高く設定されている。
所得再分配	下記「国庫負担」参照。	
公的年金の財政方式	賦課方式	
国庫負担	最低手当やみなし拠出,社会的繰上年金 など,保険料に対応しない給付が支給さ れる場合。	左に同じ。ただし、下記のように、最低 手当の保障はない。
年金制度における最低保障	低年金者かつ低所得者については、①最低手当(trattamento minimo,最大月額524.34ユーロ,2022年)まで、および、②60歳以上について、年齢別に社会的増額措置(maggiorazione sociale、月額25.83ユーロから136.44ユーロまで、2022年)までの増額等がある。	拠出方式で支給される老齢年金について は, 左のうち, ②のみ存在。
無年金者への措置	イタリア在住の67歳以上(2022年の場合)の低所得者(単身者では年収6079.45ユーロ以下,2022年)には、社会手当(assegno sociale)を支給(月額467.65ユーロ×13か月分,2022年)。ただし、手当の満額と前記年収を13か月で割ったものとの差額を支給。	
公的年金と私的年金	補足的保障制度(previdenza complementare)により公的年金を補完。また,伝統的に退職手当(trattamento di fine rapporto,TFR)と呼ばれる退職金制度も存在。	

(中益陽子・亜細亜大学法学部教授)

イタリアの年金制度

中益陽子(亜細亜大学法学部 教授)

1. 制度の特色

イタリアの公的年金制度は、賦課方式で運営される強制加入の公的年金制度を1階部分として、また積立方式で任意加入の私的年金制度(補足的保障制度と呼ばれる)を2階部分として整序されている。

公的年金制度の対象者は、基本的に就労者のみであり、日本のような国民皆年金の発想を現在はもっていない。ただし、この場合の就労者とは、広く自営業者を含む。現行では、伝統的なタイプの自営業者(自営農、職人、商人)のほか、準従属労働者と呼ばれるタイプの就労者(法的には自営業者に分類されるものの、経済的・社会的従属性の点では被用者と同視される者)などにも公的年金制度への加入を義務づけている点が注目される。

もう1つのイタリアの制度の主たる特色としては、納付した保険料に年金額を連動させる「拠出方式」という年金算定方式(いわゆる「概念上の拠出建て方式」)が採用されていることが挙げられる。同様の方式は、スウェーデンやポーランドなどでも採用されているが(いずれも1999年の年金改革において)、イタリアでは、1995年のディーニ改革のときに導入され、他国に先んじる形となった。

2. 沿革

イタリアの公的年金の端緒として挙げられるのは、 肉体労働従事者に対して老齢給付を保障した1898年 の全国保障金庫の創設である。もっとも、この全国 保障金庫への加入は任意であり、強制保険への転換 は1919年だった。

その後第2次大戦を経て、強制加入の適用対象者が一部の自営業者にまで拡大したこと、またとくに1960年代に保険財政バランスを欠く「寛大な」給付が支給されたこともあり、年金財政規模が膨らみ、制度を圧迫するようになった。

しかし、1990年代におけるEU加盟を機に、これ 以降は、各種の制度合理化措置が導入されている状 況である。合理化措置の主たるものは、拠出連動型 の年金算定方式である拠出方式の導入と報酬連動型 の算定方式(報酬方式)の段階的廃止, そして老齢 年金受給年齢の引上げの3点であろう。

他方で、公的年金制度を補完するものとして、補足的保障制度も創設された(1992年)。それ以降、これまで何度か制度の加入促進措置等が講じられたものの、必ずしも推進姿勢が貫かれているともいえず、不透明な状況にある(後述の9参照)。

3. 制度体系の概要

イタリアの公的年金制度は,被用者および自営業 者の大部分を対象とする賦課方式の制度体系である。

現在では、ほとんどの被保険者がINPS(全国社会保障機関)下の各種の年金事業に強制加入する(主として自由専門職を中心に、INPS下にない特殊な金庫を有する就労者もいる)。INPS下にあって最大の加入者を誇るのはAGO(一般強制保険)と呼ばれるもので、ここにFPLD(被用者年金基金)および一部の自営業者のための特別事業、そして準従属労働者や基金の加入資格をもたない自由専門職のための独立事業等が含まれている。また、無償で家政活動を行う16歳以上65歳以下の男女(いわゆる主夫・主婦)には、特別基金(主婦・主夫基金)が用意され、任意加入の途が開かれている。

一方,2階部分である補足的保障制度は,就業者から無収入者(労働所得を欠くが潜在的対象者とされるのに実質的に妨げがない主体)までを広く対象とする任意加入の制度である。財政方式は,積立方式を採用している。制度の運営主体である年金基金のタイプには,労働協約や就業規則によって企業単位等で設立される交渉型基金(閉鎖型基金)が存在することからして,補足的保障制度は,企業年金としての性格ももつといえよう。ただし,後述のとおり(9参照),企業を単位とするものは部分的であり,単に私的年金と考えるのが適切と思われる。

4. 給付算定方式, スライド方式, 支給開始年齢

(1) 給付算定方式等

給付算定方式は基本的に2種類ある。就労引退前の報酬にもとづいて年金額を算定する報酬方式と、納付した保険料額に年金額を連動させる前述の拠出方式である。2012年以降の新規加入者にはすべて拠出方式が適用されることとなり、報酬方式は将来的

な廃止が予定されているため、ここでは、拠出方式 のみ紹介する。

拠出方式では,「拠出総額」に「転換指数」を乗じて年金額とする。

拠出総額は、年収に算定率(被用者の場合33%) を乗じた額を、全就労期間についてすべて足して算 出する。この拠出額とは、あくまで計算上のもので あり、実際に保険料が積み立てられているわけでは ない。転換指数は、年金受給開始時における受給権 者の年齢に応じて異なり、受給開始年齢が高いほど、 転換指数も高く設定されている。転換指数は、2010 年以降は3か年ごと、また2019年からは2か年ごと に徐々に引き下げる方向で見直されており、2021年 および2022年については、57歳の4.186(その前の 2か年は4.200) から71歳の6.466 (同6.513) までと なっている。たとえば、40年間保険料を納付し、65 歳で年金を受給する被用者は、40年に算定率33%と 65歳の転換指数5.220を乗じて年金額を算定するた め、現役時代の平均年収の68.904% (同69.3528%) の年金を受給できることとなる。

なお、この転換指数は、1995年の年金改革によって導入されたものであるが、導入直後の同指数は、57歳の4.720%から65歳の6.136%までであった。このため、この30年弱で、同指数が適用される年齢の幅は上方向に拡大し、また最大で15%ほど(65歳に関して、1996年から2009年までの6.136から2021年・2022年の5.220へ)低下する結果となっている。

(2) 支給開始年齢

老齢年金の受給年齢は、2011年のフォルネーロ改革以降、政策上最も関心をもたれているテーマの1つである。

受給年齢に関する同改革の概要は、2018年以降、 老齢年金の受給年齢を、性別や就業状態にかかわら ず原則として66歳に引き上げるというものであった。 なお、この年齢は、平均寿命の延びによって2年ご とに調整されることになっており、実際の受給年齢 は、2019年から2022年までは67歳である(これに加 えて、20年以上の保険料納付、および受給年金額が 社会扶助給付である「社会手当」額の1.5倍を超え ることも必要。また、受給年齢が71歳以上のときに は、5年の保険料納付でよい)。ただし、繰上年金 と呼ばれる例外措置が多く設けられており、実際には、67歳よりも前に年金を受給することができるケースがある(以上、本誌37巻2号「イタリアの年金制度」参照)。

この受給年齢の点で最近注目される動向は,2019年に新しく設けられた「クオータ100(定数100)」制である。これは,具体的には,62歳以上の年齢かつ38年以上の保険料納付期間を要件に年金の受給を認めるものである。保険料納付期間および年齢の両者を合わせて「100」以上での年金受給を認めることからこのように呼ばれるが,被保険者のイニシアティブで年齢と保険料納付期間を自由に組み合わせることができるわけではなく,上記のような一定の制限が設けられている。

この仕組みは、フォルネーロ改革を硬直的なものとみて、年金受給年齢の弾力化を意図して導入された。つまりは、年金の早期受給を可能にする仕組みの1つということになる。もともとは2021年までの試験的措置であったが、2022年予算法(2021年12月30日法律234号)によって2022年も実施されることとなり、なおかつ定数は「102」となっている(すなわち「クオータ102」)。具体的に変更されたのは年齢である。すなわち、38年以上の保険料納付期間の要件はそのままに、年齢は64歳以上に変更された。2023年に予定されている年金改革において恒久的措置として定着する可能性もあり注目される。

5. 負担. 財源

財源は基本的に保険料で賄うが、保険料に対応しない給付については租税が投入される。

保険料は,就労者のカテゴリーごとに決定される。 たとえば,被用者ならば,賃金(税控除前)の33% である(使用者負担23.81%,被用者負担9.19%, 2022年)。

自営業者の保険料は職業に応じて異なるが、概ね20%台半ばである(ただし、準従属労働者は、労働者と同じ33%)。なお、保険料は、職人や商人、自営農については当該自営業者自身が全額負担するのに対して、準従属労働者の場合は、保険料の3分の2を注文主が、3分の1を準従属労働者本人が負担するという労働者と似た仕組みとなっている。

6. 財政方式, 積立金の管理運用

拠出方式にせよ,報酬方式にせよ,公的年金制度については賦課方式で運営されている。

補足的保障制度は、積立方式である。

7. 制度の企画・運営体制

年金制度の企画は、労働社会政策省(2022年4月 現在)が担当している。

公的年金制度を運営する中心的な機関は、前述の INPSである。

8. 最近の論議や検討の動向・課題 (今後の見通し, 評価を含む)

イタリアでは、2023年に次の大きな年金改正を予定している。逆にいえば、それまでは根本的な制度改革は行われない。2023年年金改革に向けての具体的な議論は、2022年11月から始まることになっているが、イタリアでは、政府の経済・財政関連の政策方針について記した経済財政報告書(DEF。議会に対して政府の政策を示す趣旨のものであって法的な拘束力はないが、政府を政治的に拘束する)が毎年4月10日までに議会に提出されるため、この時期までには年金制度改革の骨子が提示されるものとみられている。

いずれにせよ、ドラギ首相の考えとしては、フォルネ―ロ改革によってもたらされた年金受給開始に関する硬直性(すなわち、一定年齢にならなければ老齢年金を受給できず、しかも同年齢が次第に引き上げられる)を弾力化すべきとの方針であるため、拠出方式との関連性をいっそう強めるような(すなわち、一定の保険料納付さえ行えば、年金受給を認めるような)内容の改革となる可能性があると指摘されている。なお、この方針が現れた政策の代表例とされているのが、4(2)でみたクオータ制である。

9. 企業年金(私的年金)

(1) 補足的保障制度の形式

3で触れた補足的保障制度は,基本的には2005年 改正(2005年12月5日委任立法252号。以下「2005 年法」という)に拠る。同改正では,補足的保障制 度は,i)交渉型基金(または閉鎖型基金。就労者 集団や地域等,一定の集団ごとに設立される基金),ii)開放型基金(銀行や保険会社等が設立する基金。一定集団単位での加入と個人単位での加入のいずれも可能),iii)PIP(Piano Individuale Pensionistico,個人型年金プラン。保険会社だけが設定できる特殊な生命保険契約),iv)既存型基金(1992年の補足的保障制度の創設前からすでに存在した私的年金基金)およびv)FONDINPS(集団的な加入方法のない産業や企業に属する者のためにINPS下に設立された基金。後述の退職一時金の積立金を移換することが可能)の5つの形式により提供すると整理されている。

i)やii)の一部、v)等のように、一定の集団を単位とする加入方法は、集団補足年金方式とされ、後述のように、退職一時金(退職手当 trattamento di fine rapporto。以下、「TFR」という)の積立金を移換できる点や対象者の点(集団補足年金方式の方が若干狭い)等で、個人単位での加入方式(個人補足年金方式と呼ばれる)と区別される。

(2) 補足的保障制度の財政確保措置

このうち、とくに注目されてきた仕組みはTFR の積立金の移換である。

TFRとは、イタリア民法典2120条において、あらゆる従属労働関係の解消につき労働者が請求権をもつとされる退職一時金である(公務員については別の仕組みがある)。額は、当該労働者の年収を13.5で割った値を上限として、これに勤続年数を掛けることで算定する。

このTFRが捕足的年金制度との関係で注目されてきたのは、2004年のベルルスコーニ=ロマーニ改革で、労働者が特段の意思を表示しないときには補足的保障制度へ加入したものとし、併せてTFRの積立金を補足的保障制度(2005年に集団補足年金方式のみに限定)へ自動的に移換する仕組みを導入しためであった(「黙示の合意」と呼ばれる)。

もっとも、このように、補足的保障制度の加入を 財源面で強力に後押しするとみられたTFRである が、2015年以降は、その受取り方法の選択肢が増え (労働者が明示的に意思表示をすれば、毎月の賃金 として受け取れるという仕組みが新たに設けられ た)、補足的保障制度にとっての影響度は相対的に 低下している。かかる措置を、補足的保障制度の加 入促進策との関係で整合的に理解できるのかについ ては疑問が残る。

(3) 公私の年金の活用状況

2021年末時点で補足的保障制度のポジションは、のべ974万5000口となっている(前年比約40万3000口増、4.3%増)。この数字は、1人が複数のポジションを保有することがあるものの、のべ約880万人分の加入者に相当するとされる。また、給付に充てられる積立金は、2126億ユーロである(同147億ユーロ増)。一方、補足的保障制度に対する2021年の保険料拠出額は、交渉型基金、開放型基金およびPIPの3方式で計133億ユーロであった(同8億9000万ユーロ増、7.2%増)。

このように補足的保障制度も前年比では増加傾向を示しているといえるが、イタリアでは公的年金制度の規模がやはり大きい。2020年でみれば、公的年

金制度に要する費用(社会年金や恩給等を含む)は 年間約3077億ユーロに達し、GDP比で18.42%に及 んでいる。公的年金が賦課方式であることに鑑み、 2020年の補足的保障制度の拠出額と比較すると、規 模としては約25倍程度となる(以上、公的年金制度 はISTAT(国立統計局)、補足的保障制度は同制度 を管掌するCOVIP(年金基金監視委員会)のデー タによる)。

加えて、政策方針としても、ドラギ政権のもとでは、前述のとおり公的年金制度内で年金受給年齢に弾力性をもたせる姿勢が明確になってきている。このことからすると、補足的保障制度に公的年金制度の硬直性を補完するような役割が期待されているかといえば、どちらかといえば否定的に解されよう。イタリアは、元来公的年金制度重視の傾向が強かったといえるが、近年においても、公的年金制度内で老後の生活保障を完結させるような制度設計に収束しがちのようにみえる。